



PICK
UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2026年4月

【税制改正】令和8年の「年収の壁」はどうなった？

令和8年度(2026年度)の税制改正では、物価高騰への対応と労働力の確保を目的に、所得税の「年収の壁」が大幅に引き上げられることとなりました。

今回は具体的な改正内容と、令和8年版の「年収の壁」について整理します。

基礎控除と給与所得控除の変更点

今回の改正では、物価上昇に連動して控除額を引き上げる恒久的な仕組みに加え、中低所得層を対象とした時限的な上乘せ措置が導入されています。

まず、基礎控除については、令和7年は最大95万円だったのに対し、令和8～9年は、年収665万円相当以下の層を対象に、一律104万円まで拡大されます。また、給与所得控除の最低保障額も、現行の65万円から74万円に引き上げられます。

これにより、所得税の課税最低限(本人が非課税で働けるライン)は、これまでの160万円から178万円へと大幅に引き上がることになります。


令和8年版「年収の壁」まとめ

改正後の主な「年収の壁」と、それを超えた際の影響については下表のとおりです。

項目	年収の目安	「年収の壁」を超えた場合の影響
社会保険	106万円	社会保険の扶養から外れ、自ら加入(従業員51人以上の企業)
住民税	約119万円	所得割がかかる可能性がある(自治体により異なる)
社会保険	130万円	社会保険の扶養から外れ、自ら加入(従業員50人以下の企業)
所得税	136万円	配偶者控除や扶養控除の対象から外れる
所得税	159万円	特定親族特別控除を満額受けられなくなる
所得税	169万円	配偶者特別控除を満額受けられなくなる
所得税	178万円	本人に所得税がかかる可能性がある

2026年の改正で「所得税の壁」は178万円まで引き上げられましたが、「社会保険の壁」も依然として存在します。

手取り額を増やすためには、税制の変化だけでなく、社会保険料の負担も含めたトータルでの働き方を検討しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

塩出貴臣税理士事務所

愛知県知多市つつしが丘2-18-11

MAIL: shiode-jimusho@think-brain.com

TEL: 0562-57-3860

PICK
UP

NEWS

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2026年4月

【非上場株式】相続税評価ルールの見直しへ

2026年4月、国税庁は非上場株式(取引相場のない株式)の評価ルールの抜本的な見直しに向けた検討を開始しました。

新ルールは2028年1月からの適用が予定されており、多くの中小企業経営者にとって事業承継対策の前提を覆す大きな転換点となります。

現行制度の問題点

現行の評価実務では、主に大会社が用いる「類似業種比準方式」による評価額は、会社の正味の財産価値を示す「純資産価額」に比べて極端に低く算定される傾向にあります。実際に会計検査院の調査では、類似業種比準価額の中央値は純資産価額のわずか27.2%(約4分の1)に留まっています。

こうした制度の歪みに着目し、「純資産価額」による評価を回避するスキームが横行していることから、見直しの必要性が高まっていました。

見直しの方向性

評価方法の見直しについて、国税庁は「評価の公平性の確保」や「恣意性・操作性の排除」「第三者承継の反映」などの観点から方向性を探っています。

具体的には、配当や利益の操作による不当な株価圧縮を排除しつつ、DCF法(収益還元法)など現代的な企業評価手法を参考とし、継続企業としての収益力をより適切に反映させる方向で議論が進んでいます。

これらの見直しによって、従来の節税策が通用しなくなり、結果的に相続税負担が増加する方向で議論が進むと予想されます。一方で、評価額の急騰が円滑な事業承継を阻害しないよう、実務実態に即した慎重な議論も求められています。

今回の見直しが進んだ場合には、現行ルールに基づく対策が必ずしも将来的に有効な方法とは言い切れなくなるでしょう。

経営者は早期に専門家と連携し、新ルールを見据えた株価シミュレーションと事業承継計画の再点検を行うことが求められています。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

塩出貴臣税理士事務所

お問い合わせ

愛知県知多市つつしが丘2-18-11

MAIL: shiode-jimusho@think-brain.com TEL: 0562-57-3860